

仕様書

1 設置

- (1) 放熱余地・回収ボックス設置部分を含め、貸付面積の範囲に収まること。
- (2) 自動販売機に電気の使用量を計る専用メーターを設置すること。
- (3) 接続機器は、各コンセント100V、20A以下とすること。

2 機器設置の条件

- (1) 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- (2) 500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。

3 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、缶又はペットボトルなどの密閉式かつ蓋ができる容器入りの清涼飲料水等の飲料とし、商品の具体的な構成については、東濃看護専門学校との協議によること。
- (2) 販売価格は、標準販売価格（定価）以下とすること。

4 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類又は品目に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、回収ボックスに収納された容器は、自社他社製品持ち込み等問わず設置事業者の責任で回収し、リサイクル・周辺の清掃を行うこと。
- (3) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、東濃看護専門学校の指示に従うこと。
- (4) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (5) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認し、日本工業規格（JIS）の据付基準及び清涼飲料自販機協議会の自動販売機据付基準を遵守した上で転倒防止等に配慮し安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- (6) 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、乙の責任において対応すること。

5 その他

自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。